

日本におけるバイオマスの持続可能な利用促進のための原理・原則 ～適切な FIT 制度の設計のために～

概要版

- ・ 地球規模で進行する気候変動の深刻な影響を回避するため、バイオマスエネルギーの利用は積極的に進めるべきであるが、その際には、バイオマスエネルギーの特性を考慮し、持続可能な利用が行われなければならない。
- ・ そのため、再生可能エネルギー特別措置法（FIT 制度）など、利活用に係る各種の政策は持続可能性についての配慮が必要であり、民間レベルの取組においても同様の配慮が求められる。
- ・ そこで、日本におけるバイオマスの持続可能な利用促進を目指す環境 NGO らは、以下の3つの原理・原則を提案する。

1. 真の意味での GHG（温室効果ガス）の削減への寄与

- ・ バイオマスエネルギー利用は、最も重要な目的である、気候変動対策のための GHG 削減に寄与するものでなければならない。
- ・ そのためには、GHG 削減量の算定方法は、バイオマスの生産国と消費国が異なる場合も、土地利用段階からエネルギー転換・利用までの全てのフェーズを含んだものでなければならない。
- ・ このような算定基準に基づき、GHG 削減量の最低基準を設定し、土地利用改変を伴わない既存の生産システムからの残材や余剰物の利用の促進や、利用効率の高い熱利用・コジェネレーションによる利用を促進していく必要がある。

2. 健全な生態系の保全と利用の促進

- ・ バイオマスの生産が行われる生態系の健全性は保全、もしくは促進され、生物多様性は保全されなければならない。
- ・ そのために、合法性の確保、保護価値の高い生態系の保護や多様な生態系サービスとの調和が図られなければならない。

3. 経済的・社会的な配慮

- ・ バイオマスエネルギーの適切な利用は、農林業セクターの活性化などへの寄与が期待できるものであり、特に国民の社会的な負担に基づく FIT 制度においては、エネルギー安全保障の向上、地域経済の活性化に寄与するような統合的なアプローチが必要である。
- ・ そのためには、行政システム及び林業等の生態系サービス利用ビジネスの透明性・効率性の向上によるガバナンスの強化等の基礎的な取組を行いつつ、例えば FIT 制度については、発電容量に合わせた買取価格の設定やコジェネレーションの優遇など、地域単位での取組を促す小規模分散型利用の優遇が必要である。

参加団体一覧¹

<団体>

- ・ FoE Japan
- ・ 環境エネルギー政策研究所
- ・ ジャパン・フォー・サステナビリティ
- ・ WWF Japan
- ・ バイオマス産業社会ネットワーク
- ・ ペレットクラブ

<個人>

- ・ 坂本有希（地球・人間環境フォーラム）
- ・ マイケル・ノートン（信州大学経営大学院）
- ・ 相川高信、浅田陽子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

¹参加団体は枠組みとしての3原則に合意したが、以下は3原則に基づき議論された論点であり、個別論点については必ずしも参加団体の見解を反映するものとは限らない。